

熊本県地域防災計画 平成 27 年度修正案の概要

1 修正の趣旨

熊本県地域防災計画については、東日本大震災の教訓、地震・津波被害想定調査結果及び熊本広域大水害の災害対応に係る検証報告等を踏まえ、平成 24 年度から 26 年度の 3 ヶ年に亘って大幅な修正を行ったところ。

平成 27 年度は、国の防災基本計画の修正事項や土砂災害防止法の改正事項の反映、阿蘇火山噴火対策の強化等のため、所要の修正を行う。

2 修正案の主な内容

(1) 国の防災基本計画修正 [H26.11] 事項の反映

○災害時における緊急通行車両の通行の確保 <新規追加>

- ・災害時における緊急通行車両の通行を確保するため、道路管理者は緊急通行車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動等を命令し、運転者の不在時等は道路管理者自ら車両の移動等を行うこと。また、公安委員会は、道路管理者に対して車両の移動等を要請すること。

⇒【一般災害対策編】【地震・津波災害対策編】の災害応急対策計画に規定

(2) 土砂災害防止法改正 [H27.1] 事項の反映

①土砂災害警戒情報の位置付けの明確化、一般への周知 <一部修正>

- ・円滑な避難勧告等の発令に資するため、土砂災害警戒情報が土砂災害防止法に位置付けられたこと。また、土砂災害警戒情報を一般へ周知すること。

⇒【一般災害対策編】の災害応急対策計画に規定

②市町村地域防災計画への土砂災害警戒区域に係る避難場所、避難経路等の明記

<一部修正>

- ・避難体制の充実・強化のため、市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに、避難場所、避難経路及び避難訓練の実施に関する事項等、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めること。

⇒【一般災害対策編】の災害予防計画に規定

(3) 阿蘇火山噴火対策の強化

○噴火に伴う土砂災害及び降灰に対する対策の実施 <一部修正、新規追加>

- ・噴火に伴い発生する土砂災害に対して、監視・観測、調査、緊急ソフト対策及び緊急ハード対策を実施すること。また、降灰に対しても、防災、交通、産業等の各分野において対策を実施すること。

⇒【一般災害対策編】の災害応急対策計画に規定

(4) 「南海トラフ地震防災対策推進計画」としての位置付けの付加 <新規追加>

- ・「地震・津波災害対策編」を、南海トラフ特措法に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」を包含した計画として位置付け、南海トラフ特措法に基づく対策推進地域や必要な対策等を記載。

⇒【地震・津波災害対策編】の総則、災害予防計画及び災害応急対策計画に規定

(5) 緊急物資の調達・輸送に関する体制の強化 <新規追加>

- ・輸送関係機関との連携により、迅速・円滑な緊急物資の調達・輸送体制を構築すること。

⇒【一般災害対策編】【地震・津波災害対策編】の災害予防計画、災害応急対策計画に規定